

## 令和7年度四万十市園芸ハウス整備事業について

四万十市では、施設園芸の振興をはかるため、園芸ハウスの補修等に要する経費に対し補助金を交付しております。つきましては、令和7年度に補助金の交付を受けて補修等を行うことを希望する方は、下記申込期限までに見積書の提出をお願いします。

なお、今回の申込みは令和7年度の当該事業予算要求額算定のためのものであり、補助金の交付をお約束するものではありませんのでご了承ください。

※事業内容等についてご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

### ■事業内容

対象者	市内に住所を有する施設園芸ハウス経営農業者（レンタルハウス整備事業で導入されたハウス本体、付帯施設は、その耐用年数が過ぎるまで延命化にかかる経費は対象外とする。）
事業実施主体	市内に住所を有するハウス経営農業者
補助対象	既存ハウス（当年度の4月1日現在）の補強（補修を含む。）又は施設整備。ただし、国や県、その他の補助事業（資金利子補給補助金を除く。）と併用はできない。
補助対象経費	(1)ハウスの延命化に要する経費 ①ハウス本体の補強又は補修 ②天窓、樋、止水シート、防虫ネット、遮光ネット、手動巻上機、自動換気装置等の修繕  (2)ハウスの省エネ対策に要する経費 ①加温施設の新設、修繕又はメンテナンス ②換気扇（循環扇を含む。）、保温被覆資材、三重張り（付属する資材及び使用する長期カーテン（メーカーの5年以上保証がついたもの。）を含む。）、換気設備及び灌水設備等の整備  (3)施設改善 天窓、樋、止水シート、防虫ネット、遮光ネット、手動巻上機、自動換気装置等の新設及び施設機能向上に係る交換等  (4)その他、市長が認めるもの
補助対象事業費限度額	100万円/10a 又は 1経営体あたり 200万円のいずれか低い方 但し、 <u>20万円/10a 未満又は総事業費が 10万円未満の軽微なものは対象外とする</u>
補助対象事業費限度額に対する補助率	1/4以内（1,000円未満切り捨て）
補助対象とならないもの	(1)ビニールやポリフィルム等の被覆資材及び張替えに要する経費 (2)突発的な災害に対する修繕 (3)備品的なもの（作業小屋等）

■申込期限 令和6年10月31日（木）

■申込み・問い合わせ先 四万十市農林水産課 農業振興係

TEL : (0880) 34-1117 担当 : 宮崎・井村